

広島県教育委員会教育長訓令第四号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程及び広島県立学校校務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

県立学校長に対する事務委任規程及び広島県立学校校務決裁規程の一部を改正する訓令

(県立学校長に対する事務委任規程の一部改正)

第一条 県立学校長に対する事務委任規程(昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十八号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第二十号中「一月」を「三月」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 学校評議員の委嘱及び解嘱に関すること。

(広島県立学校校務決裁規程の一部改正)

第二条 広島県立学校校務決裁規程(平成二十一年広島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一分校長専決事項の欄中第四号及び第五号を次のように改める。

四 分校の職員の職務専念義務の免除(厚生に関する計画の実施に限る。以下同じ。)の承認

五 分校の職員の週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更

別表第一分校長専決事項の欄第六号中「日帰りの」を削り、同欄中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第七号中「二日を超えない」を削り、同号の次に次の二号を加える。

八 分校の職員の特殊勤務の実績の確認

九 分校の非常勤職員の勤務の実績の確認

別表第一教頭専決事項の欄第二号及び第三号を次のように改める。

二 職員(校長、教頭、事務職員、学校付、学校栄養職員及び学校事務嘱託員を除く。以下「教諭等」という。)の職務専念義務の免除の承認

三 教諭等の週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更

別表第一教頭専決事項の欄第四号中「日帰りの」を削り、同欄中第六号を第八号とし、同欄第五号中「二日を超えない」を削り、同号の次に次の二号を加える。

六 教諭等の特殊勤務の実績の確認

七 非常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び学校事務嘱託員を除く。)の勤務の実

績の確認

別表第二第五号中「及び学校栄養職員（校長が別に指定する者を除く。」を「、学校栄養職員及び学校事務嘱託員（」に、「二日を超えない休暇の届出の受理及び」を「職務専念義務の免除の」に改め、同表第六号中「日帰りの旅行の命令又は承認及び報告の受理」を「休暇の届出の受理及び承認」に改め、同表第七号中「時間外勤務命令」を「旅行の命令又は承認及び報告の受理」に改め、同表第八号中「勤務を要しない日の振替」を「時間外勤務命令」に改め、同表第九号中「勤務を要しない時間の指定及び指定変更」を「週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 非常勤職員（事務職員、学校栄養職員及び学校事務嘱託員に限る。）の勤務の実績の確認

別表第二第十七号及び第二十一号中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。